

高知県環境活動支援センター事業実施委託業務プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

高知県環境活動支援センター事業実施委託業務

(2) 事業の目的

県民の環境活動や環境学習の推進拠点として、環境情報の発信、環境学習講師の派遣等を行うことにより、県民一人ひとりの環境への関心を高めて環境にやさしいライフスタイルの輪を広げ、地球温暖化対策が進んだ脱炭素社会、環境への負荷が少ない循環型社会、自然環境の保全が図られた自然共生社会を目指す。

(3) 事業内容

別添「高知県環境活動支援センター事業実施委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

2 見積限度額

54,341千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

ただし、年度ごとの内訳は次のとおりとする。

令和8年度 18,581千円

令和9年度 17,880千円

令和10年度 17,880千円

3 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定めた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）及び次点者を選定する。ただし、別途定める「高知県環境活動支援センター事業実施委託業務プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）に規定する条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しない。

候補者の選定後、候補者と県は、企画提案の内容を基にして、委託業務の履行に必要な具体的条件等の協議及び調整（以下「交渉」という。）を行い、この交渉が整った後、随意契約の手続を行う。このため、委託業務の実施に際しては、企画提案の内容をそのまま実施しない場合もあることに留意すること。

候補者の選定後、概ね14日以内（県の閉庁日を除く。）に交渉が整わない場合は、次

点者に選定された者が、改めて県と交渉を行う。

4 資格要件

参加者の資格要件は次のとおり。資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（若しくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 高知県物品購入等関係指名停止要領に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと及び同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び高知県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び高知県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 下記6に記載する説明会に参加すること。

5 共同企業体で応募するときの要件等

共同企業体で応募するときの要件等は次のとおり。

- (1) 事業者間で共同企業体に関する協定書を締結していること。なお、参加申込書に当該協定書の写し1部を添付して提出すること。
- (2) 共同企業体の適切な名称を設定のうえ、代表者を選任すること。
- (3) 代表構成員及びその他構成員は、連帯してその責任を負うものとする。
- (4) 代表構成員及びその他構成員は、同時に2以上の共同企業体の構成員となることはできず、また、単独での応募もできない。

6 説明会

参加者は、説明会に参加すること。

説明会に参加する場合は、令和8年1月9日（金）17時15分までに別紙様式1をFAX又は電子メールで提出すること。

なお、会場の都合により、1参加者当たり3名までの参加とする。

日時：令和8年1月16日（金）午前10時から

場所：高知県職員能力開発センター201（高知市丸ノ内2丁目1-19）

7 質疑及び回答

質疑は、別紙様式2により、令和8年1月22日（木）17時15分まで、持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、FAX又は電子メールで受け付ける。FAX又は電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。質疑及び回答の内容は、高知県ホームページ（自然共生課）で公開する。

8 参加申込、資格要件の確認等

本プロポーザルへの参加を予定している者は、(1)～(4)により必要書類を提出すること。資格要件の確認等については、(5)のとおり。

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加申込書（別紙様式3）
- イ 法人概要書（別紙様式4）
- ウ 資格要件の確認書類

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

(3) 提出期限

令和8年1月26日（月） 17時15分（必着）

(4) 提出先

下記16のとおり。

(5) 資格要件の確認等

提出された書類を県で確認し、資格要件の確認結果を令和8年1月28日（水）までに電子メールで通知する。

資格要件を満たさなかった者に対しては、その旨及び理由を書面により通知する。

この通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して、資格要件を満たさなかったことについての説明を求められることができる。

知事は、説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して2日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

9 企画提案書の作成及び提出

別途定める「高知県環境活動支援センター事業実施委託業務プロポーザルに関する企画提案書作成要領」により企画提案書を作成し、令和8年2月13日（金）17時15分（必着）までに持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）で下記16の提出先に

提出すること。

10 審査

審査要領に基づき審査を行う。

11 審査委員会の設置

別途定める「高知県環境活動支援センター事業実施委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置する。

12 審査結果

審査結果は、審査委員会終了日の翌日から起算して3日（県の閉庁日を除く。）以内を目途に、全ての参加者に対して文書で通知を発出するとともに、高知県ホームページ（自然共生課）で公表する。

なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

※高知県情報公開条例

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&hucd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>

13 日程

令和8年1月5日（月）	募集開始
令和8年1月9日（金）17時15分	説明会参加申込書の提出締切
令和8年1月16日（金）	説明会
令和8年1月22日（木）17時15分	質疑締切
令和8年1月26日（月）17時15分	参加申込及び資格確認書類の提出締切
令和8年2月13日（金）17時15分	企画提案書の提出締切
令和8年2月19日（木）（予定）	審査委員会（プレゼンテーション） ※詳細な時間等は別途参加者に通知する。
令和8年2月24日（火）まで（予定）	審査結果通知発出及び公表

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、県及び審査委員会での使用に限り、必要に応じ複写する。
- (3) 提出された企画提案書等は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合、対象文書として原則開示することとなる。なお、参加者が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となるため、提出書類に該当する情報が

ある場合は、該当部分及び非開示とする具体的な理由を別紙様式5により提出すること。ただし、開示、非開示等の判断は、様式5に基づき行うものではなく、様式5を参考に同条例に基づき県が判断する。

※高知県情報公開制度

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2020081100145/>

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、当該企画提案者の承諾なしには利用しない。

15 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後、高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (2) 本プロポーザルへの参加に要する全ての費用は参加者の負担とする。
- (3) 次の各号のいずれかに該当した場合、参加者は失格になることがある。
- ア 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- イ 審査委員、県職員又は本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ウ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 担当課及び問合せ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1-7-52

高知県 林業振興・環境部 自然共生課

担当者 森田、川久保

電話 088-821-4554

FAX 088-831-4530

Email 030701@ken.pref.kochi.lg.jp